

徳島県告示第二百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があつたので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年五月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称
太田川土地改良区

二 退任役員及び就任役員

同	理事	役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所
山	加藤利幸				
田	峰吉				